

宇多津町「活かせる空き家のマッチングシステム」利用者登録の流れ

① 宇多津町役場へ連絡

「活かせる空き家のマッチングシステム」の説明をします。

② 町へ登録申請書の提出

・システムについて同意し、登録を希望される場合は、登録申請書に以下の関係書類を添えて提出してください。

〔関係書類〕・本人であることを証明できる書類（運転免許証等）の写し

・その他宇多津町が必要と求める資料

③ 利用者登録

・利用者様の情報（同意の範囲内にて）を宇多津町のホームページに掲載します。
・条件にあう登録物件がありましたら、ご紹介いたします。

【希望にあう物件があった場合】

① 物件内見

・町職員、担当宅建事業者（空き家サポートネットワーク登録事業者）が同行し物件の内見ができます。

② 物件内見を実施後、空き家の利用、売買契約の意思がある場合、契約交渉・締結までの業務を担当宅建事業者にて行います。

・町は交渉及び契約には介入いたしません。

* 宇多津町空き家サポートネットワークとは・・・町と「空き家等対策の推進にかかる協定書」を締結している専門家団体に所属しており、空き家等対策事業の連携・サポートを行う事業者等によって構成されているネットワーク。

【利用者の登録取消】

・登録内容に虚偽があったとき。

・宇多津町「活かせる空き家のマッチングシステム」実施要綱の規定に違反したとき。

* 登録の取消をされる場合は登録抹消申請書を提出してください。

問合せ先
宇多津町まちづくり課
(0877) 49-8009